

愛知県労災指定医協会会報

目次

● 巻頭言	1
● 令和4年度第10回定時総会	1
● 会務報告（庶務・事業報告）	3
● 貸借対照表／財産目録／正味財産増減計算書	4
● 令和3年度 監査報告書	8
● 令和4年度事業計画	9
● 収支予算書	11
● 令和4年度 労災医療特別講演会抄録	13
● ワンポイント労災診療	14

編集・発行

愛知県医師会館内
愛知県労災指定医協会

〒460-0008
名古屋市中区栄四丁目14-28
TEL 052-263-0093
FAX 052-263-6775
http://www.aichi-rousai.jp

第121号

令和4年10月末日

巻頭言

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

副会長 伊藤 之一



新型コロナウイルス感染症の問題が生じてから2年半以上が経過しました。当初の期待を裏切り感染は拡大、長期化しています。ウイルスは短期間で変異を繰り返しており、未だに終息の目途が立ちません。当初、未知なるウイルスに対する危機感から感染拡大防止のため政府主導の厳しい行動制限が行われ、一時的に新規感染者数は減少しましたが、また直ぐに次の流行の波が押し寄せ、その波は徐々に大きくなっていく傾向にあります。令和4年8月上旬の時点で第7波終息の兆しは見え、日本の新規感染者数は過去最大の1日20万人以上に及びますが、重症者数、死者数が多くないことを理由に政府は行動制限を実施していません。

あらゆる制限が緩和され、感染は長期化していることから、まさに感染拡大中であっても一般では「コロナはもうだいぶ落ち着いた」と感じている方も多くいらっしゃるかもしれません。しかし医療従事者の中でも感染は拡大しており、人手不足から診療を制限しなければならない事態が生じています。新型コロナウイルス感染症に業務上罹患したことが認められる場合、労災保険給付の対象になります。新型コロナウイルス感染症の労災適用については、すでに厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」に基づき実施されています。

すでに日本国内で1,500万人以上の感染が確認され、罹患者の中には、コロナ罹患後症状に長期間苦しむ方もいらっしゃいます。こうした状況を受け、厚生労働省は2022年5月12日付で、都道府県労働局宛に新型コロナウイルス感染症に係る罹患後症状の労災補償における取扱いに関わる新たな通達を発出しています。感染性消失後にも罹患後症状が残り、業務に支障がある場合は療養補償給付、休業補償給付の対象と成り得ますので、慎重な対応をお願いいたします。

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

第10回定時総会

日時 令和4年6月16日(木) 午後2時～

場所 名古屋市中区栄四丁目3-26
昭和ビル9階ホール

来賓祝辞

愛知労働局長 代 田 雅 彦

一般社団法人愛知県労災指定医協会第10回定時総会が開催されるに当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

貴協会並びに会員の皆様におかれましては、日頃から労働行政の運営、とりわけ労災補償行政の推進に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

特に、コロナ禍で常に感染リスクが伴う状況の中、高い緊張感を持ちながら日々の業務に取り組まれるとともに、最前線の厳しい現場を支えていらっしゃるエッセンシャルワーカーの皆さんのご尽力に、心から感謝を表します。

新型コロナウイルス感染症が社会経済活動に多岐にわたる影響を及ぼしておりますが、そうした中であっても、働く方々すべての雇用機会と生活が守られるよう、愛知労働局においては、雇用調整助成金やコロナ休業支援金等の迅速給付などに取り組むとともに、時代のニーズを踏まえた各種の雇用支援策を推進しているところです。

また、皆様が現に働いておられる各医療機関において、過労死やメンタル不調が生ずることがないように、労働時間の確実な把握、特に時間外・休日労働が80時間を超えるような長時間労働に対し、重点的な調査を行うとともに、長時間労働防止の機運の醸成を図ってまいります。

医療従事者の勤務環境改善の促進については、医療勤務改良改善支援センターを設置し、相談や医療機関への個別支援を行っているところです。

今年度よりパワーハラスメント防止措置が中小企業へ義務化され、より安心して働けるよう、また、10月から導入される産後パパ育休により、男女ともに仕事と生活の両立が図られるよう周知徹底を図ってまいります。

また、愛知労働局管内における令和3年の労働災害の発生状況を見ますと、死亡災害は前年より24名減少しましたが、残念ながら26名もの尊い命が失われています。休業4日以上死傷災害は、長期的には増減を繰り返しながらも、令和3年は7,989名と、

前年より528名増加という結果になったところです。

労災保険制度は、被災者に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付、社会復帰の促進等を目的としており、労働災害で被災した場合に速やかに治療を受け、リハビリや職場復帰のための指導を受けることは、非常に重要なことです。

その中で労災保険指定医療機関制度は、被災者が一時的にせよ経済的負担を被ることなく速やかに治療が受けられる仕組みとして、被災者の迅速な社会復帰に不可欠なものとなっております。愛知県内には、本年5月末現在で1,892の労災指定医療機関があり、この制度を適正に運営するため、貴協会並びに会員の皆様方には多大なるご尽力をいただいております。今後とも被災者への療養の提供にご協力を賜りますようお願い申し上げます。さらに、当局の労災診療協議会に、貴協会から多数の委員の推薦をいただいていることに対しましても、深く感謝申し上げます。毎回、貴重な医学的意見を頂戴し、労災診療費の審査事務も円滑に進んでおります。

また、平成26年2月から開始された電子レセプトのオンライン請求につきましては、貴協会のご支援により、本年5月末現在341の医療機関でご利用いただいております。今後も積極的に利用勧奨に努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

最後に、愛知県労災指定医協会のご発展と会員の皆様方の益々のご健勝、ご活躍を、心より祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

議 事

- 第1号議案 令和3年度会務の報告
- 第2号議案 令和3年度財務諸表に関し承認を求める件
- 第3号議案 令和4年度事業計画に係る報告
- 第4号議案 令和4年度収支予算書に係る報告

※会員総数1,227名（令和4年6月15日現在）、出席会員635名（うち委任状提出者611名）過半数以上で成立。

第1号議案「会務の報告」から第4号議案「令和4年度収支予算書に係る報告」の議案すべてにおいて、報告、承認がなされ閉会しました。

会務報告

(庶務・事業報告)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

令和3年度の会務について、下記のとおり報告します。

I. 庶務に関する事項

1. 会員数について（令和4年3月31日現在）

会員数1,226医療機関（入会：10 退会：18）
（会員内訳）

地区	種別	令和3年度			地区	種別	令和3年度		
		入会	退会	会員数			入会	退会	会員数
名古屋地区	千種区	0	1	36	尾張地区	北名古屋市	0	0	10
	東区	2	0	11		清須市	0	0	14
	北区	0	1	33		西春日井郡	0	0	1
	西区	1	0	29		犬山市	0	1	18
	中村区	0	1	36		江南市	0	0	16
	中区	0	0	23		丹羽郡	0	0	14
	昭和区	0	0	21		豊西市	0	0	9
	瑞穂区	0	1	27		あま市	0	0	14
	熱田区	0	1	18		弥富市	0	0	7
	中川区	1	0	47		海部郡	0	0	13
	港区	0	0	24		大府市	1	0	14
	南区	0	1	33		知多市	0	0	10
	守山区	0	0	26		常滑市	0	0	8
	緑区	0	1	35		知多郡	0	0	18
	名東区	0	1	26		豊橋市	0	2	57
	太白区	1	0	27		豊川市	0	1	23
	尾張地区	一宮市	0	2		55	東三河地区	新城市	0
稲沢市		0	0	28	田原市	0		0	8
瀬戸市		0	0	24	北設楽郡	0		0	3
尾張旭市		0	0	17	滝郡市	0		0	10
長久手市		0	0	11	岡崎市	2		0	60
半田市		0	0	19	額田郡	0		0	4
春日井市		0	0	50	西尾市	0		0	20
津島市		0	0	9	碧南市	0		0	12
小牧市		0	1	24	刈谷市	0		1	21
東海市		0	1	10	知立市	1		0	9
岩倉市		0	0	7	高浜市	0		0	6
豊明市		0	0	10	安城市	0		0	20
日進市		0	0	15	豊田市	1		0	50
愛知郡		0	0	8	みよし市	0		1	7
合 計						10		18	1,226

II. 事業に関する事項

1. 事業場衛生管理者の教育・指導
2. 事業場における労働環境の整備に関する啓発指導
3. 学術講演会
4. 令和3年度自賠責保険研修会（県医師会・損保協会・自賠責事務所）
5. 労災診療費算定実務研修会 ※新型コロナウイルス対応のため中止
6. 新規労災指定医療機関に対する教育・指導
7. 労災診療費の受領委任
8. 労災保険診療協議会審査委員の見解統一
9. 労災・自動車保険医療に係る諸問題の対策と検討、及び相談・支援
10. 労災指定医療機関の医師及び医療従事者の福祉対策
11. 労働保険事務組合事業
12. 会報の発行
13. 労働災害の対応

2. 会務に関する主なる会議

(1)第9回定時総会

日 時 令和3年6月17日(木)

場 所 名古屋市中区栄四丁目3番26号

昭和ビル9階ホール

議 事

- ①令和2年度会務の報告
- ②令和2年度財務諸表に関し承認を求める件
- ③令和3年度事業計画に係る報告
- ④令和3年度収支予算書に係る報告
- ⑤理事の解任に関し承認を求める件

(2)理事会

計10回開催 議事・詳細は省略

(3)常任理事会

計4回開催 議事・詳細は省略

(4)その他の会議

ア 愛知県損害保険医療協議会専門委員会

計3回開催 議事・詳細は省略1

イ 愛知県整形外科・外科審査委員合同研究会

※新型コロナウイルス感染拡大のため中止

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	28,725,124	17,222,843	11,502,281
未収金	50,858	78,810	
仮払金	0	954,600	-954,600
流動資産合計	28,775,982	18,256,253	10,519,729
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当資産	5,224,141	4,387,159	836,982
特定資産合計	5,224,141	4,387,159	836,982
(2) その他固定資産			
什器備品	348,936	402,462	-53,526
電話加入権	84,693	84,693	0
保証金	0	0	0
その他固定資産合計	433,629	487,155	-53,526
固定資産合計	5,657,770	4,874,314	783,456
資産合計	34,433,752	23,130,567	11,303,185
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	0	0	0
未払費用	1,478,417	1,513,318	-34,901
前受金	1,000,000	2,000,000	
預り金	251,176	315,922	-64,746
仮受金	28,688	30,448	-1,760
流動負債合計	2,758,281	3,859,688	-1,101,407
2. 固定負債			
役員退職引当金	2,518,871	2,904,401	-385,530
職員退職引当金	2,705,270	1,482,758	1,222,512
固定負債合計	5,224,141	4,387,159	836,982
負債合計	7,982,422	8,246,847	-264,425
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	26,451,330	14,883,720	11,567,610
正味財産合計	26,451,330	14,883,720	11,567,610
負債及び正味財産合計	34,433,752	23,130,567	11,303,185

財 産 目 録

(令和4年3月31日現在)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

貸借対照表科目		場所等	使用目的等	金額
I 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金			28,725,124
	現金	手元保管金	運転資金として	103,964
	預金	普通預金	運転資金として	28,621,160
	未収金			50,858
	仮払金			0
流動資産合計				28,775,982
2 固定資産				
(1) 特定資産				
	退職給付引当資産			5,224,141
	役員退職積立預金		役員の退職金支払いに備えている	2,518,871
	職員退職積立預金		職員の退職金支払いに備えている	2,705,270
(2) その他固定資産				
	什器備品		家具一式、パソコン	348,936
	電話加入権 1台			84,693
	保証金		事務所を賃貸するための保証金	0
固定資産合計				5,657,770
資 産 合 計				34,433,752
II 負債の部				
1 流動負債				
	未払費用			1,478,417
	預り金		所得税、社会保険料。住民税等	251,176
	前受金		整形外科医会協力金 (R3,4年度分)	1,000,000
	仮受金			28,688
流動負債合計				2,758,281
2 固定負債				
	役員退職引当金		退職引当資産に対する引当金	2,518,871
	職員退職引当金		退職引当資産に対する引当金	2,705,270
固定負債合計				5,224,141
負 債 合 計				7,982,422
正 味 財 産				26,451,330

正味財産増減計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収支			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	36	24	12
特定資産受取利息	36	24	12
受取入金会金	100,000	150,000	-50,000
受取入会金	100,000	150,000	-50,000
受取年会費	11,107,000	11,197,000	-90,000
受取年会費	11,107,000	11,197,000	-90,000
事業収益	4,520,000	4,820,000	-300,000
労災保険情報センター受取研修助成金	1,000,000	1,000,000	0
労災保険情報センター受取事業協力金	1,270,000	1,270,000	0
愛知県外科医学会受取事業協力金	700,000	700,000	0
愛知県整形外科医学会受取事業協力金	1,000,000	1,300,000	-300,000
日本女医会愛知県支部受取事業協力金	550,000	550,000	0
受取負債担保金	13,953,720	14,570,930	-617,210
受取事業運営負担金	13,953,720	14,570,930	-617,210
委託事業収益	2,231,429	913,770	1,317,659
受取愛知県委託金	0	0	0
受取労働局委託金	0	0	0
事務組合委託費	2,231,429	913,770	1,317,659
雑収益	15,446,524	16,416,206	-969,682
受取利息	299	162	137
中部医師共済会受取事務費	554,769	538,396	16,373
医師会負担金	13,847,056	15,155,148	-1,308,092
雑収益	1,044,400	722,500	321,900
事業活動収入計	47,358,709	48,067,930	-709,221
(2) 事業活動支出			
事業費	3,276,737	452,770	2,823,967
給料手当	2,143,400	0	2,143,400
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	319,365	0	319,365
旅費交通費	62,520	5,840	56,680
通信運搬費	125,688	64,933	60,755
減価償却費	180,510	0	180,510
消耗什器備品費	0	0	0
消耗什器備品費	49,390	0	49,390
印刷経費	0	0	0
印刷製本費	0	8,687	-8,687
光熱水料費	0	0	0
賞借料	191,808	191,808	0
雑費	0	0	0
租税公課	6	2	4
支払手数料	550	0	550
委託費	0	0	0
雑費	203,500	181,500	22,000
管理費	32,514,362	40,610,273	-8,095,911
精料手当	19,298,670	24,618,882	-5,320,212
退職給付費用	2,000,032	1,799,472	200,560
福利厚生費	2,924,054	3,769,815	-845,761
旅費交通費	80,000	52,000	28,000
通信運搬費	1,957,620	2,451,730	-494,110
通信運搬費	1,130,553	1,316,794	-186,241
減価償却費	761,046	245,618	515,428
消耗什器備品費	0	0	0
消耗什器備品費	220,396	365,239	-144,843
印刷経費	0	0	0
印刷製本費	695,359	766,699	-71,340
光熱水料費	63,655	113,122	-49,467
賞借料	1,204,131	1,184,747	19,384
雑費	331,137	315,000	16,137
租税公課	218,841	1,997,222	-1,778,381
支払手数料	161,920	166,980	-5,060
支払負担金	39,300	44,503	-5,203
委託費	1,146,200	1,140,700	5,500
雑費	281,448	261,750	19,698
事業活動支出計	35,791,099	41,063,043	-5,271,944
評価損益等調整前当期経常増減額	11,567,610	7,004,887	4,562,723
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	11,567,610	7,004,887	4,562,723
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	11,567,610	7,004,887	4,562,723
一般正味財産期首残高	14,883,720	7,878,833	7,004,887
一般正味財産期末残高	26,451,330	14,883,720	11,567,610
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
受取国庫助成金	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	26,451,330	14,883,720	11,567,610

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当事項なし

2. 重要な会計方針

(1)平成24年度から公益法人会計基準（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）を採用している。

(2)固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっている。

(3)引当金の計上基準

役員退職引当金 役員退職規定に則り積み立てている。

退職給付引当金 期末退職給与の自己都合要支給額に相当する金額を計上している。

(4)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
特定資産				
役員退職引当資産	2,904,401	500,020	885,550	2,518,871
職員退職引当資産	1,482,758	1,500,012	277,500	2,705,270
小 計	4,387,159	2,000,032	1,163,050	5,224,141
合 計	4,387,159	2,000,032	1,163,050	5,224,141

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する)
特定資産		()	()	()
役員退職引当資産	2,518,871	()	()	(2,518,871)
職員退職引当資産	2,705,270	()	()	(2,705,270)
小 計	5,224,141	(0)	(0)	(5,224,141)
合 計	5,224,141	(0)	(0)	(5,224,141)

5. 担保に供している資産

該当事項なし

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高（直接法により減価償却を行っている場合）

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	1,600,270	1,251,334	348,936
合 計	1,600,270	1,251,334	348,936

7. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
研修助成金	労災保険情報センター	0	1,000,000	1,000,000	0	-
事業協力金	労災保険情報センター	0	1,270,000	1,270,000	0	-
事業協力金	愛知県外科医会	0	700,000	700,000	0	-
事業協力金	愛知県整形外科医会	0	1,000,000	1,000,000	0	-
事業協力金	日本女医会愛知県支部	0	550,000	550,000	0	-
合 計		0	4,520,000	4,520,000	0	

8. 重要な後発事象

該当事項なし

9. その他

該当事項なし

付属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記4. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高に記載していますので付属明細書の記載を省略しています。

2. 引当金の明細

(単位：円)

名 称	期首残高	当期繰入額	当期取崩額		期末残高
			目的取崩額	目的外取崩額	
退職給付引当金	4,387,159	2,000,032	1,163,050	0	5,224,141

事業報告の付属明細書

1. 該当がありません

令和3年度 監 査 報 告 書

1. 監査の範囲

令和3年度における業務執行、財産の状況、収支決算に関する会計処理について監査を実施した。

2. 監査の実施日及び日数

令和4年4月21日（1日）

3. 監査人

監 事 林 敬 一 郎
監 事 犬 飼 偉 経

4. 監査立会人

事務局長 近 藤 孝 志
事務局職員 沖 田 愛

5. 監査事項

業務監査及び会計監査

- (1) 重要な理事会に出席のほか、事務局長等から業務内容の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて説明を受けた。
- (2) 業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて説明を受けた。
- (3) 会計監査については、現金・金融機関に関する諸帳簿及び計算書類、附属明細書等の会計処理について特に詳細に調査した。

以上、当協定会定款第22条に基づいた監査の結果、令和2年度の業務執行・財産の状況について不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する事実は認められませんでした。

また、諸帳簿等も正確に記載・処理されており、収支計算書、財産諸表及び附属諸表も正確かつ適正であることを認めましたので報告いたします。

令和4年4月21日

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

監 事 林 敬 一 郎 印

監 事 犬 飼 偉 経 印

一般社団法人 愛知県労災指定医協会

会 長 浦 田 士 郎 殿

令和4年度 労災指定医協会 実施事業計画

1. 事業場衛生管理者の教育・指導
 - 日時：令和4年9月6日(火)
 - 場所：名古屋市中村文化小劇場ホール
 - 演題：「呼吸用保護具の留意点について」
 - 講師：株式会社重松製作所
名古屋営業所長 池谷洋輔 氏
2. 事業場における労働環境の整備に関する啓蒙指導
 - 産業保健研修会の開催
 - 日時：令和5年2月22日(水) 予定
 - 場所：昭和ビル 9階ホール
 - 演題：未定 / 講師：未定
3. 学術講演会
 - 労災医療特別講演会
 - 第1回 日時：令和4年10月13日(木)
 - 場所：愛知県医師会館 地下健康教育講堂
 - 演題：「肩こり・肩の痛みの診かた・治し方」
 - 講師：あさひ病院
スポーツ医学・関節センター長 岩堀裕介 先生
 - 第2回 日時：令和5年1月19日(木)
 - 場所：愛知県医師会館 地下健康教育講堂
 - 演題：未定
 - 講師：国立研究開発法人
国立長寿医療研究センター
ロコモフレイルセンター長 松井 康素 先生
4. 労災診療費算定実務研修会
 - ※新型コロナ対応のため3会場すべて中止
 - 第1回 名古屋会場
 - 日時：令和4年8月24日(水)
 - 場所：名古屋市公会堂4階ホール
名古屋市昭和区鶴舞1-1-3
 - 第2回 岡崎会場
 - 日時：令和4年9月15日(木)
 - 場所：岡崎市医師会公衆衛生センター4階
岡崎市竜美西1-9-1
 - 第3回 豊橋会場
 - 日時：令和4年9月21日(水)
 - 場所：豊橋市保健所・保険センター（ほいっぷ）
1階講堂
豊橋市中野町字中原100
5. 新規労災指定医療機関に対する教育・指導
 - 第1回 5月11日(水)
 - 愛知県医師会館地下健康教育講堂
- 第2回 8月3日(水)
- 愛知県医師会館地下健康教育講堂
(※第2回は新型コロナ対応のため中止)
- 第3回 11月2日(水)
- 愛知県医師会館6階研修室
- 第4回 2月1日(水)
- 愛知県医師会館地下健康教育講堂
6. 労災診療費の受領委任
 - 毎月原則25日に公益財団法人労災保険情報センター契約医療機関への労災診療費に係る銀行等口座振込（受領委任払い）を実施。
7. 労災保険診療協議会審査委員の見解統一
 - 労災診療費見解統一指導委員会の開催
 - 日時：開催予定
 - 場所：愛知労働局労働基準部労災補償課
8. 労災・自動車保険医療に係る諸問題の対策と検討、及び相談・支援
 - 労災診療費算定基準の広報・普及、交通事故での第三者行為災害等と自賠責保険等との調整及び労災保険制度の運用に係る相談又は支援を行う。
 - ・愛知県損害保険医療協議会専門委員会の開催
9. 労災指定医療機関の医師及び医療従事者の福祉対策
 - 慶弔関係（弔電・献花等）、中部医師共済会（略称：中医共）によるグループ保険の機会を提供等する。
10. 労働保険事務組合事業
 - 会員の雇用保険資格の取得・喪失、労働保険事務手続きの負担軽減、労働保険料の3分割納付、特別加入制度等の普及を行う。
 - また、会員の希望により、保険請求・申請手続きの他、労務相談、就業規則等相談にも対応する。
11. 会報の発行
 - 第121号 令和4年10月発行予定
 - 第122号 令和5年3月発行予定
12. 労働災害の対応
 - 集团的労働災害、地震等大規模災害が発生した場合に、愛知県医師会との連携のうえ、救護等協力と援助を行う体制を整える。

収 支 予 算 書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

一般社団法人 愛知県労災指定医協会
(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	10	36	-26
特定資産受取利息	10	36	-26
受取入金会金	80,000	100,000	-20,000
受取入金会金	80,000	100,000	-20,000
受取会費	11,034,000	11,107,000	-73,000
受取年会費	11,034,000	11,107,000	-73,000
事業収益	4,520,000	4,520,000	0
労災保険情報センター受取研修助成金	1,000,000	1,000,000	0
労災保険情報センター受取事業協力金	1,270,000	1,270,000	0
愛知県外科医会受取事業協力金	700,000	700,000	0
愛知県整形外科医会受取事業協力金	1,000,000	1,000,000	0
日本女医会愛知県支部受取事業協力金	550,000	550,000	0
受取負担金	14,653,650	13,953,720	699,930
受取事業運営負担金	14,653,650	13,953,720	699,930
委託事業収益	2,248,400	2,231,429	16,971
事務組合委託費	2,248,400	2,231,429	16,971
雑収益	7,750,050	15,446,524	-7,696,474
受取利息	50	299	-249
中部医師共済会受取事務費	500,000	554,769	-54,769
医師会負担金	7,000,000	13,847,056	-6,847,056
雑収益	250,000	1,044,400	-794,400
経常収益計	40,286,110	47,358,709	-7,072,599
(2) 経常費用			
事業費	7,155,010	3,276,737	3,878,273
給料手当	4,500,000	2,143,400	2,356,600
退職給付費用	0	0	0
福利厚生費	605,000	319,365	285,635
旅費交通費	115,000	62,520	52,480
通信運搬費	65,000	125,688	-60,688
減価償却費	400,000	180,510	219,490
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	50,000	49,390	610
修繕費	0	0	0
印刷製本費	1,000,000	0	1,000,000
光熱水量費	0	0	0
賃借料	200,000	191,808	8,192
諸謝金	0	0	0
租税公課	10	6	4
支払手数料	0	550	-550
委託費	0	0	0
雑費	220,000	203,500	16,500
管給料	27,460,000	32,514,362	-5,054,362
給料手当	14,350,000	19,298,670	-4,948,670

退 職 給 付 費 用	2,000,000	2,000,032	-32
福 利 厚 生 費	2,140,000	2,924,054	-784,054
会 議 費	100,000	80,000	20,000
旅 費 交 通 費	2,000,000	1,957,620	42,380
通 信 運 搬 費	1,200,000	1,130,553	69,447
減 価 償 却 費	250,000	761,046	-511,046
消 耗 什 器 備 品 費	0	0	0
消 耗 品 費	380,000	220,396	159,604
修 繕 費	0	0	0
印 刷 製 本 料 費	800,000	695,359	104,641
光 熱 水 料 費	70,000	63,655	6,345
賃 借 料 金	1,400,000	1,204,131	195,869
諸 謝 金	420,000	331,137	88,863
租 税 公 課	250,000	218,841	31,159
支 払 手 数 料 金	300,000	161,920	138,080
支 払 負 担 金	100,000	39,300	60,700
委 託 費	1,200,000	1,146,200	53,800
雑 費	500,000	281,448	218,552
經常費用計	34,615,010	35,791,099	-1,176,089
評価損益等調整前当期經常増減額	5,671,100	11,567,610	-5,896,510
評価損益等計	0	0	0
当期經常増減額	5,671,100	11,567,610	-5,896,510
2. 經常外増減の部			0
(1) 經常外収益			0
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			0
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	5,671,100	11,567,610	-5,896,510
一般正味財産期首残高	26,451,330	14,883,720	11,567,610
一般正味財産期末残高	32,122,430	26,451,330	5,671,100
II 指定正味財産増減の部			0
受取補助金等	0		0
受取国庫助成金	0		0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	32,122,430	26,451,330	5,671,100

労災医療特別講演会抄録

令和4年10月13日(木) 14:00～16:00
愛知県医師会館8階(802-804会議室)

「肩こり・肩の痛みの診かた・治し方」

あさひ病院スポーツ医学・関節センター

センター長 岩堀裕介 先生

「肩こり」は日本人の愁訴で一番多いが、その原因は長時間の坐位、不良姿勢、運動不足、ストレス、枕の不適合、頸椎疾患、眼瞼下垂、顎関節症など多岐にわたり、脳動脈瘤や狭心症の部分症状であることもある。たかが「肩こり」と軽視せず、個々の患者さんの要因を検索して、それぞれの要因に対する治療手段を講じる必要がある。肩の痛みの代表格は「五十肩」であるが、正式には「凍結肩、または肩関節周囲炎」と呼ぶ。巷では放っておいても自然に治ると言われているが、実際に無治療で元通りに治るのは50%以下との報告があり、また治るまで数年かかることもある。より短期間に確実に治すことが整形外科に求められる。そして高齢化により急

増している腱板断裂が「五十肩」と誤診されている場合が多いことが問題である。腱板断裂の多くは非外傷性に生じ肩の挙上機能が温存されているが、いまだに先行する外傷がなく肩の挙上ができるからという理由で「五十肩」と安易に診断されている。また、「肩こり」「凍結肩」「腱板断裂」といった一般的な肩関節疾患に隠れて見逃されがちなのが、Neuralgic amyotrophy・頸椎症性筋萎縮症・腋窩神経障害などの神経疾患や、関節リウマチ・リウマチ性多発筋痛症・偽痛風・感染などの炎症性疾患であり、肩の痛みを診る時には、これらの疾患も常に念頭に置く必要がある。



！ ワンポイント労災診療

● 第三者行為災害とは？

「第三者行為災害」とは、労災保険の給付の原因となる災害が第三者の行為（交通事故、暴行等）によって生じたものであって、労災保険の受給権者である被災者労働者又は遺族（以下「被災者等」といいます。）に対して、第三者が損害賠償の義務を有しているものをいいます。

（※「第三者」とは、当該災害に関する労災保険の保険関係の当事者（政府、事業主および労災保険の受給権者）以外の者のことをいいます。）



● 第三者行為災害における労災保険の取扱いについて

第三者行為災害に該当する場合、被災者等は第三者に対して損害賠償請求権を取得すると同時に、労災保険給付請求権を取得することとなります。この場合、同一の事由について両者から損害のてん補を受けることになれば、実際の損害額より多く支払われ不合理です。また、本来被災者等への損害のてん補は、政府によってではなく、災害の原因となった加害行為などにに基づき損害賠償責任を負う第三者が最終的には負担すべきものであると考えられます。

このため、労働者災害補償保険法第12条の4において、第三者行為災害に関する労災保険給付と民事損害賠償との支給調整を定めています。

- ① 先に政府が労災保険給付をしたときは、政府は、被災者等が第三者に対して有する損害賠償請求権を労災保険給付の価額の限度で取得する。
- ② 被災者等が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で労災保険給付をしないことができる。



自動車事故（第三者行為災害）による業務災害又は通勤災害の場合は、被災者等は労災保険だけでなく、自賠責保険等に対しても請求権をもっており、どちらを優先して行使するかは、被災者等の意思によることとなります。

したがって、診療費は労災保険扱い、それ以外を自賠責保険等扱いとするケースもあります。

なお、第三者の過失が全面過失（例えば、信号待ちしていた被災者が運転あるいは同乗している車に、第三者が運転する車が前方不注視等により追突した場合）であることが明らかであるのに、診療費は労災保険扱いとしたいと申し出があるケースが聞かれます。しかし、第三者が損害賠償責任を負うという原則に立って考えますと、診療費のみ労災保険扱いとするのは如何なものかとの疑問にはうなずけます。果たして被災者等の意思による選択なのかどうかを確認されるのもよいでしょう。

中部医師共済会

愛知県労災指定医協会会員の皆様にご協力いただきまして『中部医師共済会団体所得補償保険制度』も30有余年が経過いたしました。多くの先生方のご賛同に感謝申し上げます。今後も引き続き先生方の福利厚生にお役立ていただける様、より良いサービスの提供に努めて参ります。

中部医師共済会 会長 宮崎 秀樹



病気やケガでの就業不能に備えて…

お勧めします **団体所得補償保険制度**

資料請求先：中医共株式会社 TEL：052-222-0778 FAX：052-222-3078

引受保険会社： 東京海上日動火災保険株式会社

令和4年度雇用保険料率が10月から変更しています。

ご注意ください。

令和4年4月1日～令和4年9月30日

①労働者負担分	②事業主負担分	①+②雇用保険料率
3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000

令和4年10月1日～令和5年3月31日

①労働者負担分	②事業主負担分	①+②雇用保険料率
5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000

※ 給与控除の際、労働者負担分の料率にご注意ください。